

会 議 録

会議の名称	平成 27 年度第 1 回茨木市総合教育会議
開催日時	平成 27 年 8 月 26 日 (水) (午前 <u>午後</u>) 3 時 00 分 開会 (午前 <u>午後</u>) 4 時 20 分 閉会
開催場所	市役所南館 6 階 第 1 会議室
議 長	木本 保平 (茨木市長)
出席者	木本 保平 (茨木市長) 片山 正敏 (教育委員長)、京兼 幸子 (教育委員長職務代理者)、 篠永 安秀 (教育委員)、武内 由紀子 (教育委員)、 八木 章治 (教育長) 【 6 人 】
欠席者	なし
事務局職員	楚和副市長、大塚副市長、河井企画財政部長、佐藤こども育成部長、 久保教育総務部長、為乗学校教育部長、乾教育総務部次長、 小西政策企画課長、向田政策企画課長代理、 村山教育政策課総務政策係長、中田政策企画課職員 【 11 人 】
開催形態	公開
議題 (案件)	(1) 開 会 (2) 市長あいさつ (3) 茨木市総合教育会議の運営等について (4) 協議・調整事項 1) 茨木市総合教育会議運営要綱 (案) について 2) 茨木市総合教育会議傍聴要領 (案) について 3) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について 4) その他 (5) 閉 会
配布資料	(1) 総合教育会議の運営等について (2) 茨木市総合教育会議運営要綱 (案) (3) 茨木市総合教育会議傍聴要領 (案) (4) 第 5 次茨木市総合計画における教育、学術及び文化の振興に関する 総合的な施策の位置づけ (概要) (5) 第 5 次茨木市総合計画における教育、学術及び文化の振興に関する 総合的な施策の位置づけ (詳細)
傍聴人	7 人

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>1 開会 ただ今より、「平成 27 年度第 1 回茨木市総合教育会議」を開催する。</p>
木本市長	<p>2 市長あいさつ 本市ではこれまでも「市長と教育委員の意見交換会」を定期的を開催し、その時々教育課題について活発に意見交換し、施策への反映に努めてきた。この総合教育会議については、教育委員会と市長部局との連携をこれまで以上に深める場としてとらえ、本市の教育施策をより充実させていきたい。</p>
	<p>3 茨木市総合教育会議の運営等について 【法による総合教育会議の位置付け、協議事項等について、事務局より説明】</p>
京兼教育委員 長職務代理者	<p>4 協議・調整事項 【資料 2、資料 3 に基づき、事務局より説明】</p> <p>【茨木市総合教育会議運営要綱（案）について】 資料 2 「運営要綱（案）」第 3 の第 3 項に「会議は、緊急を要する場合は、市長と教育長のみで開くことができる。」とあるが、開催後に他の教育委員にどのような形で報告するのか。</p>
木本市長	<p>参加されていない教育委員には、事後に報告を行う。</p>
事務局	<p>決定事項については、速やかに各教育委員に報告するが、具体の様式、手続き等については、今後詰めていきたい。</p>
京兼教育委員 長職務代理者	<p>第 6（事務の調整）に関して、緊急に会議を開いた場合、会議の構成員は市長と教育長であると読めるが、その会議で行われた事務の調整についても、他の教育委員は尊重しなければならないということがこの条文からはわかりにくい。</p>
木本市長	<p>構成員というのは、教育委員全員だと認識している。</p>
篠永委員	<p>第 3 の第 3 項に緊急を要する場合とあるが、現時点で想定している緊急事態で、具体的なものがあれば教えていただきたい。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>想定される事態としては、各委員の日程が急遽整わない場合が考えられる。例えば、「児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、緊急の場合に講ずべき措置」といったことが考えられる。平成26年の文部科学省初等中等教育局長名の通知の中に、「緊急の場合に、教育委員会から教育長のみが出席する場合には、事前に対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされている場合や教育長に対応を一任している場合には、その範囲内で、教育長は調整や決定を行うことが可能であると考えられるが、そうではない場合には、総合教育会議においてはいったん態度を保留し、教育委員会において、再度検討した上で、改めて地方公共団体の長と協議・調整を行うことが必要であること。」というような補足事項がある。</p>
片山委員長	<p>緊急を要する場合について、ある程度想定されるものをまとめておけば、今後の運用上問題がなくなるのではないか。</p>
武内委員	<p>第6（事務の調整）において、「構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。」とあるが、どういう場合が想定できるのかを具体的にイメージできるように説明していただきたい。緊急の場合に開かれた会議に限定されたものではないという理解でいいか。</p>
木本市長	<p>第8に「この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。」とあるので、今議論していることは、この会議で決めていってはどうか。その他に、第3の第3項の緊急の場合、会議の招集の提案は、市長と教育長どちらもできるのかなど、はっきりわかりにくい点がある。その辺も次回に持ち越してはどうか。</p>
事務局	<p>これらの運用について、まとめて整理したものを次回示す。第3の第3項の趣旨については、あくまで緊急に対応すべき場合に限定されていることから、非常に限定的なものであるといったことを踏まえて運用を検討していきたい。</p> <p>事務局で、教育委員会から教育長のみが出席する場合とは、どのような場合があるか想定し、教育委員会に一度諮り、それを議決いただければ、その内容については市長と教育長でもその範囲内では決定ができると考えられるので、教育委員会でも慎重に研究・検討していきたい。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
京兼教育委員 長職務代理	運営要綱(案)の第2に「会議は、市長及び教育委員会を持って構成する。」とあるが、この教育委員会というのは教育委員全員を意味するのかあるいは一定数の委員が出席すれば教育委員会として機能しているかと理解するのか、その点いかがか。教育委員全員が出席しなければいけないのか、または過半数以上の出席があればいいのか。
河井部長	その条項については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4第2項に規定されている表現を用いており、教育委員会の委員をもって構成するのではなく、教育委員会をもって構成すると書かれていることから、その合議体をもって構成されることが想定されていると理解している。
京兼教育委員 長職務代理	合議体の何人が出席すればいいといったことは、決まっているのか。
事務局	通知の中で、総合教育会議の構成員ということで、教育委員会からは教育長及び全ての教育委員が出席することが基本とされている。 緊急の場合については、教育長と市長が挙げられている。また、緊急の場合は、いくつか例が挙げられており、「災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合」など、4点ほど示されている。
片山委員長	教育委員会は、合議体という形で5名の委員が参加することが原則だが、所用で出席できない場合等は、過半数をもって会議を開くという形でこれまで会議を進めている。当会議でも、同じように考えていいか。全員が参加することが一番だと考えているので、緊急性のある問題以外については、できるだけ日程調整を行い、全員が出席できるよう取り計らっていただきたい。
事務局	総合教育会議には定足数についての規定はない。会議には、教育委員会全員の出席が望ましいということと、緊急の場合は市長と教育長をもって会議を開催するといった2つしか例が示されていない。こういう状況の中で、緊急を要しない場合についてはできるだけ日程調整を行い、全員が出席できるように調整したいと考えている。 また、緊急の場合に市長と教育長以外に参加いただける委員がおられる場合、当該委員についても参加いただけると考えている。

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
京兼教育委員長職務代理	資料2「運営要綱(案)」の第3の第3項を、緊急の場合は市長と教育長のみで会議を開くと厳密に解釈し、他の都合がつく教育委員は、第3の第4項に基づいて会議に参加し、関係者として意見述べることができると解釈できるのか。
木本市長	第3の第3項は「市長と教育長のみで開くことができる」という「できる」規定であるので、市長と教育長のみで開催しなければいけないということではない。
京兼教育委員長職務代理	【茨木市総合教育会議傍聴要領(案)について】 資料3「傍聴要領(案)」の第1で、傍聴希望者は自己の住所及び氏名を受付簿に記入するとあるが、必ず自書を求めるのか。文字を書くことができない人は、代筆という形で受付の方に書いてもらうことは可能なのか。
河井部長	必ず自書でなければならないということではない。
片山委員長	傍聴者の要件について、年齢要件は課さないということでもいいか。同伴で、乳児とかいろんな方を連れてくることが想定される。
木本市長	年齢要件は、書かなくても運用はできると考えている。そういった事案が出てきた場合は、会議の中で相談させていただく。
武内委員	第3の(7)「会場において、写真撮影、録画、録音等をする事。」は禁止とあり、「ただし、市長の許可を得た場合は、この限りではない。」と但し書きがあるが、市長が許可を出す場合とは具体的にどのような場合があるのか。
木本市長	マスコミの写真撮影などが考えられる。そういう場合は、会議に諮る。
京兼教育委員長職務代理	第3の(5)にある「帽子の類を着用すること。」を禁止する意図はなにか。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	従来ひな形的に入っている項目である。帽子の類の例としては、個人の意味を表明するはちまきなども考えられる。
京兼教育委員長職務代理	禁止事項はきっちりと書いたほうがいいと思うので、帽子、はちまきの類と記載したほうがいいのではないかと。
木本市長	帽子やはちまきというように細かく記載すると、そこに記載してないものならいいのではないかとといった問題が出てくるので、その都度相談させていただいて、決めるほうがいいのではないかと。
篠永委員	市長の意見に賛成である。例えば、宗教上の理由で、フードをとることが好ましくないといった場合もあるので、その都度、柔軟に対応すればいいのではないかと。
京兼教育委員長職務代理	了解した。
木本市長	今後、当会議の運営については、「茨木市総合教育会議運営要綱」及び「茨木市総合教育会議傍聴要領」に基づき進行を行う。
	【資料1に基づき、施策の大綱等の定義や記載事項、地方教育振興基本計画その他の計画との関係について、事務局より説明】
	【教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について】
事務局	平成27年度から10年間のまちづくりの指針となる「第5次茨木市総合計画」における、教育、学術及び文化の振興に関する施策や取り組みが、法律に基づく総合的な施策の大綱として、位置づけることができると考えている。大綱に関連する施策及び取り組みを、体系的に、総合計画から抜粋したものが、資料4である。 第5次茨木市総合計画における教育に関する部分で、かつ、教育委員会における、各担当課が担っている施策と取り組みを、太線の枠で表しており、市長部局における、それぞれの担当課が担っている施策と取り組みを、細線の枠で表している。また、資料4で太線の枠で表されている施策や取り組みの具体的な内容について、総合計画から抜粋し、まとめたものが資

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>料5である。</p> <p>最終的に、施策の大綱に関するまとめとしては、資料4及び資料5を基本として、施策の大綱としてスタイルを整え、取りまとめたい。</p> <p>なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、茨木市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例において、すでに執行の特例として2点定めている。</p> <p>1点目が、学校における体育に関することを除く「スポーツに関すること」であり、2点目が、文化財の保護に関することを除く「文化に関すること」である。この2つの事務の執行の権限については、既に、市長部局の権限として行っている。</p>
木本市長	<p>取りまとめに当たっては、本日、配布している資料4及び資料5に基づき、施策の大綱として取りまとめたいということである。何かご意見等あるか。</p>
構成員	<p>【意見なし】</p>
木本市長	<p>次回、事務局から施策の大綱（案）を提示し、もう一度、皆さまのご意見を伺った上で、決定させていただく。</p> <p>最後に、各委員から何かご意見等はあるか。</p>
八木教育長	<p>寝屋川市の中学1年生の男女が命を落とすという事件があった。このような事件があったことから、本市においては、各学校から学校便り等を配布し周知に努めるとともに、スクールカウンセラー等を活用し、不登校の生徒や気になる生徒の家庭に対しての家庭訪問や、夏季休業中の関わり方や支援の仕方を確認して見守り活動を実施している。</p> <p>9月3日に定例の小中校長会があるので、再度この点について、意見交換を行い、新たな指導方法に取り組んでいきたい。</p>
片山委員長	<p>教育課題はいろいろ残っているので、市長にもご尽力賜りたい。</p>
楚和副市長	<p>教育委員会において取り組んでいただいている学力アップや体力の向上といったところが、茨木が魅力として出していくことができる部分だと考えているので、今後もいろいろ取り組んでいただきたい。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
木本市長	<p>5 閉会</p> <p>緊急的な場合を除き、茨木市総合教育会議は、原則年2回開催することとし、次回の日程については、改めて連絡する。</p> <p>これをもって、第1回総合教育会議を終了する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>